

美郷町定額減税補足給付金【不足額給付】のお知らせ

令和6年度に実施した定額減税補足給付金【調整給付】は、令和6年の所得を推計（令和5年の所得情報を基礎）して、給付額が算定されました。今回の【不足額給付】は、令和6年中の所得と定額減税の実績額が確定したことで、【調整給付】に不足が生じている方などに、その不足を支給するものです。

申請方法◆7月中旬以降、対象者と見込まれる方に確認書類を送付します。要件等を確認し、必要事項を記入の上、同封の返信用封筒に入れて返送してください。

提出期限◆8月15日（金）

※期限を過ぎた場合、本給付金を辞退したとみなします。

不足額給付Ⅰ

■対象となる方（例）

- ・令和5年中の所得に比べ令和6年中の所得が減少した方
- ・令和6年中に子どもの出生などにより扶養親族が増えた方
- ・調整給付後に令和6年度個人住民税の税額修正が生じたことにより、令和6年度分個人住民税所得割額が減少した方

■給付金額 金額は次のとおり算出されます。

①所得税分	定額減税可能額 3万円×(本人+扶養親族数)	－	令和6年分 所得税額(減税前)	＝	①所得税分控除不足額 (0円未満は0円)
②住民税所得割分	定額減税可能額 1万円×(本人+扶養親族数)	－	令和6年度分住民税 所得割額(減税前)	＝	②住民税分控除不足額 (0円未満は0円)
③不足額給付額	①所得税分控除不足額 ②住民税分控除不足額 (1万円単位で切り上げ)	－	令和6年度 調整給付金	＝	③不足額給付額

不足額給付Ⅱ

■対象となる方（例）

- ・本人および扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった方
- ※具体例：事業専従者、合計所得金額48万超の方（医療費控除や扶養控除があり非課税となった方）

■給付金額

原則4万円（定額） ※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には3万円

■支給要件

- ・令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であり、本人として定額減税対象外であること
- ・税制度上、「扶養親族」から外れており、扶養親族等として定額減税対象外であること
- ・低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主または世帯員に該当していないこと

国民健康保険税についてのお知らせ

国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主の方へ、7月中旬に納税通知書を発送しますので内容をご確認ください。

■令和7年度の税率について

税額の内訳	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
①所得割額（所得に応じて計算）	6.6%	2.7%	1.7%
②均等割額（加入者数に応じて計算）	23,800円	8,000円	7,500円
③平等割額（1世帯分として計算）	22,000円	7,000円	4,300円
賦課限度額（上限額）	66万円	26万円	17万円

■納付方法

普通徴収◆7月～翌年1月までの7期に分けて納付。納付書、口座振替、決済アプリ、地方税お支払サイトと複数の納付方法があります。

特別徴収◆年金からの差し引きによる納付。要件に該当する方は特別徴収となり、口座振替に変更できる場合もありますので下記へご相談ください。

■減免・軽減

減免・軽減を受けたい場合は下記の窓口で申請が必要です。申請は納税通知書が届いてから納期限までに行う必要があります。すでに納付された分は減免できませんのでご注意ください。

対 象 者◆経済的な理由により納付が困難な方、会社都合等により退職し、国民健康保険に加入する方

- ・特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせずお早めに町税務課へご相談ください。
- ・詳細については納税通知書に同封のチラシおよび町ホームページをご確認ください。

申・問 町税務課 住民税班 ☎0187(84)4902

7月31日(木)は固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納期限です

■納期限(口座振替日)
は右表のとおり

項 目	期 別	納期限(口座振替日)
固定資産税	2期	7月31日(木) ※期別毎の振替
国民健康保険税(普通徴収)	1期	7月31日(木) ※期別毎または一括の振替
後期高齢者医療保険料	1期	7月31日(木) ※期別毎または一括の振替
町県民税(普通徴収)	1期	6月30日(月)

納め忘れがないか
ご確認ください

納付書に記載された二次元コード(eL-QR)を利用して地方税お支払サイトからも納付できます。詳しくは右の二次元コードよりご確認ください。



地方税お支払サイト

口座振替の利用を希望する方は次の
取り扱い金融機関でお申し込みください。

○秋田銀行 ○羽後信用金庫 ○秋田おばこ農協
○北都銀行 ○ゆうちょ銀行 ○秋田ふるさと農協

町税等の納付方法の詳細については町ホームページまたは「令和7年度版 美郷町まちづくりガイド」をご覧ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902

住民生活課

秋田県防災士養成研修講座の受講生を募集します

秋田県では、地域防災力の中核となるリーダーの育成および防災に対する意識啓発・技能習得を図ることなどを目的に防災士養成研修講座を実施します。

日 時 ◆ 11月1日(土)、2日(日)の2日間 午前9時～午後6時

内 容 ◆ 2日(日)講座終了後、午後5時から防災士資格取得試験を実施します。この試験に合格することで防災士の資格を取得できます。

会 場 ◆ 秋田県JAビル(秋田市八橋)

費 用 ◆ 受講料・交通費は町が負担します。

募集期間 ◆ 7月1日(火)～7月16日(水)

申込方法 ◆ 受講には町の推薦が必要です。下記へ電話でお申し込みください。

そ の 他 ◆ 防災士資格取得後は、防災に関する研修会等で講師としてご協力いただきます。

今月の粗大ごみ収集について

今月の粗大ごみの収集は、下記のとおりです。

収 集 日 ◆ 7月17日(木)

申込期間 ◆ 7月7日(月)～7月14日(月)

(平日の午前8時30分から午後5時まで)

事前に美郷町シルバー人材センターへの申し込み(☎0187(84)0307)と収集券の購入が必要です。

※詳しくは「美郷町家庭ごみの分け方・出し方」4ページをご覧ください。



古着類の回収について

可燃ごみの減量とリサイクルの推進のため、古着類の回収を実施しています。回収した古着類は海外等で再利用されるほか、繊維材料としても活用されます。

回収場所 ◆ 美郷町古布回収倉庫

※美郷中学校～六郷わくわく園を目指してお越しください。回収日には「のぼり」を掲げています。

回収できる
もの

古着類、シーツ、毛布(電気毛布を除く)、タオル、着物・帯、背広などで洗濯済みのもの
※内容物がわかるように透明または半透明な袋に入れ、必ず口(くち)を結んでほどこけないようにして持参してください。また、新品衣類の包装やクリーニング後の札などは外してください。

回収できない
もの

ふとん、まくら、座ぶとん、布の切れ端・糸くず、電気毛布、かばん、靴、濡れているもの、汚れているもの、ベッドに使用していたもの

回 収 日 ◆

第1回(終了)	5月 11日(日)
第2回	7月 13日(日)
第3回	9月 14日(日)
第4回	11月 9日(日)

回収時間 ◆ 午前9時～午後3時



申・問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903